平成２７年（フ）第７３号
愛媛県松山市別府町398番地９　コーポアイライン101号、開始決定時の住所愛媛県松山市若葉町３番７号
破産者　伊藤　清六
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８９号
愛媛県東温市見奈良890番地１　ユーミーみなら101号、開始決定時の住所愛媛県東温市則之内乙1168番地14
破産者　仲田　千康
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１４４号
愛媛県松山市高岡町277番地１　シュピーレン空港通Ｄ202号
破産者　佐川　大介
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１８２号
愛媛県松山市山越４丁目６番29号
破産者　守屋　愼二
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３号
福岡県田川市日の出町10番23号
破産者　西村　政範
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２６年（フ）第２６８号
佐賀市末広２丁目２番22号
破産者　中島　文子
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３８５号
福岡市博多区西春町１丁目１―27リンデンバーム南福岡201、住民票上の住所熊本市東区長嶺西２丁目８番20―202号　ステーブル長嶺Ｃ
破産者　山口　　剛
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第６５号
熊本県八代市鏡町下村904番地６（１）
破産者　岩本　　誠
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２７年（フ）第２２号
大分県速見郡日出町大字豊岡９番地１
破産者　髙橋　信二
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２５年（フ）第３１６号
鹿児島県曽於郡大崎町永吉7962番地１
破産者　小松　太平
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１０１号
北海道苫小牧市光洋町３丁目３番15号
破産者　森久保和大
1　決定年月日　平成27年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第７７号
北海道茅部郡森町字森川町278番地79
破産者　内山　義美
1　決定年月日　平成27年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第４６０号
宮城県亘理郡亘理町字旧舘29番地３　シティハイムサイトウ201
破産者　加藤　　大
1　決定年月日　平成27年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第７０号
岐阜県大垣市赤坂町2975番地３
破産者　児玉　昇治
1　決定年月日　平成27年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第３７８号
大阪市都島区友渕町１丁目５番８―1404号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市尾浜町３丁目27番11号
破産者　多田　浩二
1　決定年月日　平成27年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３６５号
兵庫県尼崎市武庫川町１丁目28番地
破産者　辰巳　絵里
1　決定年月日　平成27年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４２９号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番31―434号
破産者　齋藤　賢一
1　決定年月日　平成27年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２５９号
奈良市桂木町７番302号
破産者　勝岡　義次
1　決定年月日　平成27年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所